



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
3	H30.4.24	H30.6.12	東京地方裁判所判決書(損害賠償請求事件)(口頭弁論終結日平成28年11月28日)	41		1													<p>1 事件番号、原告名称(条例7条2号、6号該当) 当該事項は事件が特定できる情報であるため、開示すれば裁判所において訴訟記録の開覧が可能となる。本事件の訴訟記録には、訴外である特定の個人に関する情報が含まれている。よって、当該事項を公にしてしまうと、当該個人識別情報及び本処分で非開示とした情報を開示したのと同様の結果を招くため。</p> <p>2 判決言渡日、裁判所支部名称、裁判官名、書記官名等(条例7条2号、6号該当) 当該情報は、その他の開示された情報やホームページ、法律雑誌等に掲載している情報と照合することにより、請求対象の訴訟事件の特定につながり得る情報であり、公にしてしまうと、請求に対して非開示とした情報や訴訟記録に含まれている訴外の特定の個人に関する情報を開示することと同様の結果を招くため。</p> <p>3 原告等個人の氏名及び住所(条例7条2号該当) 当該事項は特定の個人を識別することができる情報であるため。</p> <p>4 支払命令金額、請求金額、過納付相当額、過大徴収額、損害額(条例7条2号、6号該当) 当該事項を開示することで、原告が所有する不動産の課税標準額及び税額を算出することが可能となり、これらを開示したのと同様の結果を招くため。</p> <p>5 訴訟物である不動産が接している公道名、訴訟物である不動産の土地及び沿接している土地の地番(条例7条2号、6号該当) 当該事項は個人の資産に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。また、当該事項により特定の個人を識別することができるおそれがあると認められるため。</p> <p>6 過大徴収税額(条例7条2号、6号該当) 当該事項を開示することで、原告が所有する不動産の課税標準額及び税額を算出することが可能となり、これらを開示したのと同様の結果を招くため。</p> <p>7 求積図作成者の氏名及び住所(条例7条2号該当) 当該事項は特定の個人を識別することができる情報であると認められるため。</p>	主税局資産税部計画課
4	H30.6.8	H30.6.19	路線価等算出表 (路線番号03001-095-0、031001-097-0のみ)	2		1													主税局渋谷都税事務所固定資産課	
5	H30.6.12	H30.6.19	平成30基準年度鑑定評価書 (標準宅地番号15-325)	4		1													<p>(1) 不動産鑑定士の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。(第7条第4号)</p> <p>(2) 鑑定評価額の決定の理由の「地籍及び取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。(第7条第2号)</p> <p>・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため(第7条第3号)</p> <p>・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号)</p>	主税局杉並都税事務所固定資産評価課









